

上越市立水族博物館画像及び呼称使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別図に掲げる上越市立水族博物館のイメージ画像及び公式キャラクター、上越市立水族博物館の愛称「うみがたり」その他の上越市立水族博物館に係る一切の画像及び呼称（以下「画像及び呼称」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(画像及び呼称の使用等)

第2条 画像及び呼称は、誰でも自由に使用することができる。ただし、広告等への掲載その他の営利を目的として画像及び呼称を使用するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、画像及び呼称を使用することができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用すると認められるとき。
- (3) 市の品位を傷つけ、又は上越市立水族博物館のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用すると認められるとき。
- (5) その他市長が画像及び呼称の使用を不相当と認めるとき。

(画像及び呼称を使用する場合の遵守事項)

第3条 画像及び呼称を使用する人及び団体（第8条第3項において「使用者」という。）は、画像及び呼称の使用に際し、むやみに画像及び呼称の改変、変形及び加工をしてはならない。

(使用申請等)

第4条 第2条第1項ただし書の規定により画像及び呼称の使用の承認を得ようとする人及び団体は、上越市立水族博物館画像及び呼称使用承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書（事業の内容が分かるもの）
- (2) 画像及び呼称の使用方法を確認することができる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、画像及び呼称の使用の可否を決定したときは、上越市立水族博物館画像及び呼称使用承認通知書（第2号様式）に却下より通知するものとする。

3 市長は、画像及び呼称の使用を承認する場合において、必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(画像及び呼称の営利目的の使用に係る遵守事項)

第5条 前条第2項の規定により画像及び呼称の使用の承認を得た人及び団体（以下「商用使用者」という。）は、画像及び呼称の使用に際し、第3条に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を得た内容及び前条第3項の規定により市長が画像及び呼称の使用を承認する場合に付する条件の範囲内で使用すること。

(2) 画像及び呼称を使用した広告等の完成後、速やかに、当該広告等を市長に提出すること。ただし、広告等の提出が困難と認められる場合は、当該広告等の写真の提出をもって代えることができる。

(使用料)

第6条 画像及び呼称の使用は、無料とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(承認内容の変更)

第7条 商用使用者は、承認を得た内容を変更しようとするときは、上越市立水族博物館画像及び呼称使用内容変更申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、画像及び呼称の使用内容の変更の可否を決定したときは、上越市立水族博物館承認
画像及び呼称使用内容変更 通知書（第4号様式）により通知するものとする。
却下

3 第4条第3項の規定は、画像及び呼称の使用内容の変更を承認する場合において準用する。

(違反者に対する措置)

第8条 市長は、画像及び呼称の使用が第2条第2項各号のいずれかに該当し、第3条に規定する事項（商用使用者にあっては、第5条各号に掲げる事項を含む。）を遵守せず、又はこの要綱の規定に違反する場合は、直ちに第4条第2項の規定による承認の取消しその他必要な措置を行うものとする。

2 市長は、第4条第2項の規定による承認の取消しを決定したときは、上越市立水族博物館画像及び呼称使用承認取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定に基づく使用承認の取消し等によって使用者が受けた損害については、市長はその責めを負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月18日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市立水族博物館イメージ画像使用取扱要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市立水族博物館画像及び呼称使用取扱要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から実施する。

第1号様式（第4条関係）

上越市立水族博物館画像及び呼称使用承認申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり上越市立水族博物館に係る画像及び呼称の使用の承認を申請します。

使 用 対 象	
使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
小 売 価 格 （販売する場合）	
添 付 書 類	企画書 ・ 使用見本 ・ その他（ ）
担 当 者	所 属 氏 名 電 話 メールアドレス

第2号様式（第4条関係）

承認
上越市立水族博物館画像及び呼称使用 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で申請のあった上越市立水族博物館に係る画像及び呼称の使
用について、次のとおり承認したので通知します。
理由により申請を却下

承認	使用対象	
	使用目的	
	使用方法	
	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
	条件	
却下	理由	

第3号様式（第7条関係）

上越市立水族博物館画像及び呼称使用内容変更申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で承認を得た上越市立水族博物館に係る画像及び呼称の使用内容について、次のとおり変更したいので申請します。

変 更 内 容	
---------	--

第4号様式（第7条関係）

承認
上越市立水族博物館画像及び呼称使用内容変更 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった上越市立水族博物館に係る画像及び呼称の使
と お り 承 認
用内容の変更について、次の したので通知します。
理由により申請を却下

承認	変 更 内 容	
	条 件	
却下	理 由	

第5号様式（第8条関係）

上越市立水族博物館画像及び呼称使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった上越市立水族博物館に係る画像及び呼称の使用について、次の理由により承認を取り消したので、通知します。

取消しの理由	
--------	--

別図（第1条関係）

1 上越市立水族博物館 イメージ画像

(1) 全体図



(2) 鳥瞰図



(3) 3階



(4) 3階 (イルカのパフォーマンス)



(5) 2階 (マゼランペンギンエリア)



2 上越市立水族博物館公式キャラクター

(1) 右向き



(2) 正面



(3) 左向き

